

和3年度長井市卸売・小売・生活関連等事業者支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少している卸売業、小売業、生活関連サービス業などを営む事業者を支援するため、予算の範囲内において実施する長井市卸売・小売・生活関連等事業者支援給付金（以下「給付金」という。）の交付について、長井市補助金等交付規則（昭和57年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほかに必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付を受けることのできる事業者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものであって、かつ、次項に定める売上要件のいずれかに該当するもの及び市長が特に認めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で定める中小企業者若しくは小規模企業者、又は個人事業主であること。
- (2) 主たる業種が日本標準産業分類に規定する大分類I卸売業、小売業、N生活関連サービス業、娯楽業、中分類77持ち帰り・配達飲食サービス業、小分類823学習塾、824教養・技能教授業、835療術業のいずれか（以下「対象業種」という。）の事業者であること。
- (3) 令和3年5月1日以前から前号で規定する事業を行っており、申請時点においてもその事業を行っていること。
- (4) 長井市内に本社又は本店を有する事業者であること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施していること。
- (6) 山形県事業継続応援給付金、長井市飲食店支援給付金、長井市宿泊施設経営維持支援金、長井市宿泊施設支援給付金、長井市タクシー・運転代行業支援給付金及び長井市レンタカー事業支援給付金を受給していないこと。
- (7) 給付金の受給後も事業を継続すること。

2 交付対象者の売上要件は、次のとおりとする。

- (1) 令和2年4月1日以前に創業した者は、以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 法人又は個人事業主で青色申告を行っているもの

令和3年4月から6月までの平均売上額（以下「今年度平均売上額」という。）が、前年同期間又は前々年同期間の平均売上額（以下「前年度平均売上額」という。）と比較して2割以上5割未満の範囲内で減少していること。

イ 個人事業主で白色申告を行っているもの

今年度平均売上額が、前年又は前々年売上の合計を12で除した金額と比較して2割以上5割未満の範囲内で減少していること。ただし、創業からの月数が12月に満たないものは、創業月から令和2年12月までの月数で除した金額と比較するものとする。また、他に売上の内訳を証明する書類がある場合は、その書類における前年度平均売上額と比較することができる。

- (2) 令和2年4月2日以降から令和3年1月1日以前に創業した者は、以下のいずれかの要件に該当すること。

ア 法人又は個人事業主で青色申告を行っているもの

今年度平均売上額が、創業の月から令和3年3月までのいずれか連続する3か月の平均売上額と比較して2割以上5割未満の範囲内で減少していること。

イ 個人事業主で白色申告を行っているもの

今年度平均売上額が創業の月から12月までの月数で除した金額と比較して2割以上5

割未満の範囲内で減少していること。ただし、他に売上の内訳を証明する書類がある場合は、その書類における連続する3か月の平均売上額と比較することが出来る。

(3) 令和3年1月2日以降に創業した者は、以下の要件に該当すること。

令和3年4月から6月までのいずれかひと月の売上額が、それより前の令和3年2月から令和3年5月までのいずれかひと月の売上額（以下「新規創業者比較対象売上額」という。）と比較して2割以上5割未満の範囲内で減少していること。

(給付金の額)

第3条 前条第2項第1号及び第2号に規定する交付対象者の給付金の額は、次の表より算出して得た額と、前年度平均売上額から今年度平均売上額を差し引いた額（千円未満切捨て）を比較して、いずれか低い方の額とする。

| 前年度平均売上額 | 金額（給付金の額） |
|---------------|-----------|
| 30万円未満 | 5万円 |
| 30万円以上60万円未満 | 7万円 |
| 60万円以上 | 10万円 |
| 100万円以上で法人事業者 | 15万円 |

2 前条第2項第3号に規定する交付対象者の給付金の額については、前項の表中「前年度平均売上額」を「新規創業者比較対象売上額」と読み替え、同表により算出して得た額と、令和3年4月から6月までのいずれかひと月の売上額を新規創業者比較対象売上額から差し引いた額（千円未満切捨て）を比較して、いずれか低い方の額とする。

3 前2項の給付金の交付は、1事業者あたり1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 令和3年1月1日以前に創業したもので、給付金の交付を受けようとする交付対象者は、令和3年度長井市卸売・小売・生活関連等事業者支援給付金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号の1。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 営業を証明できる書類等の写し（許認可証、開業届、法人謄本、その他これらに類するもの）
- (2) 令和3年4月から6月までの売上がわかる書類
- (3) 令和2年又は令和元年の確定申告書の写し
- (4) 対象業種以外の売上がある場合は、令和2年又は令和元年の売上の内訳がわかる書類
- (5) 給付金の振込先が確認できる書類（口座通帳、キャッシュカードの写し等）
- (6) 令和3年度長井市卸売・小売・生活関連等事業者支援給付金請求書（別記様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 令和3年1月2日以降に創業したもので、給付金の交付を受けようとする交付対象者は、令和3年度長井市卸売・小売・生活関連等事業者支援給付金交付申請書兼実績報告書（新規創業者用）（別記様式第1号の2。以下「新規創業者用交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 営業を証明できる書類等の写し（開業届、法人謄本等）
- (2) 令和3年4月から6月までのいずれかひと月の売上がわかる書類
- (3) 前号の書類より前のいずれかひと月の売上がわかる書類
- (4) 対象業種以外の売上がある場合は、売上の内訳がわかる書類
- (5) 給付金の振込先が確認できる書類（口座通帳、キャッシュカードの写し等）
- (6) 令和3年度長井市卸売・小売・生活関連等事業者支援給付金請求書（別記様式第2号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 申請期間は、令和3年10月4日から令和3年12月3日までとする。

(交付決定)

第5条 市長は、提出された申請書により交付の可否を審査し、令和3年度長井市卸売・小売・生活関連等事業者支援給付金交付・不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項により支援金の交付を決定した場合は速やかに第3条に規定する給付金の額を交付するものとする。この場合において、前条第1項の交付申請書及び第2項の新規創業者用交付申請書の提出をもって規則第13条に定める実績報告とみなす。

(給付金の返還)

第6条 市長は、受給者が虚偽の申請、その他不正な手段により給付金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消し、給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の保存)

第7条 給付金の交付を受けた者は、給付金に係る帳簿及び証拠書類等を整備し、これらを給付金交付の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(帳簿の備付等に関する経過措置)

3 前項の規定によりこの要綱が効力を失った際の第7条の規定の適用については、なお従前の例による。

長井市長宛

申請者 法人の所在地又は
個人事業主の住所
法人名
代表者名
日中の連絡先

印

令和3年度長井市卸売・小売・生活関連等事業者 支援給付金交付申請書兼実績報告書

令和3年度長井市卸売・小売・生活関連等事業者支援給付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額

円

2. 事業者の概要

| | | | |
|--------------------------------------|--|-------|---|
| 経営している業種 ※該当する全ての業種に☑ を入れてください | <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 <input type="checkbox"/> 娯楽業 <input type="checkbox"/> 持ち帰り・配達飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 学習塾 <input type="checkbox"/> 教養・技能教授業 <input type="checkbox"/> 療術業 <input type="checkbox"/> 対象外業種（ ） | | |
| 主たる店舗の名称（市内） | | その他店舗 | <input type="checkbox"/> あり（ 市内 ・ 市外 ） <input type="checkbox"/> なし |
| 主たる店舗の所在地 | <input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 長井市 | | |

3. 要件確認（以下の項目の全てに該当し、ご承諾いただくことが交付の要件となります。）

| | | | | | |
|---|--|---------|---------|---------|-------|
| ☐ | 令和3年4月から6月までの平均売上額（小数点以下切り捨て）が、前年同期間または前々年同期間の平均売上額（小数点以下切り捨て）と比較して2割以上5割未満の範囲内で減少している。 ※（オ）の数値（小数点以下切り上げ）が51%以上から80%以下の場合に給付金の対象となります。 | | | | |
| | | 4月（月）売上 | 5月（月）売上 | 6月（月）売上 | 平均売上額 |
| | 令和3年（ア） | 円 | 円 | 円 | 円（ウ） |
| | 令和 年（イ） | 円 | 円 | 円 | 円（エ） |
| | 売上比較 （ア）÷（イ）×100 | % | % | % | %（オ） |
| | （エ）－（ウ）の差額（千円未満切り捨て） | | | 円（カ） | |
| | 給付金額は（カ）と以下の上限金額を比較していずれか低い方の額 （エ）の金額が 30万円未満 金額 5万円 30万円以上60万円未満 金額 7万円 60万円以上 金額10万円 100万円以上で法人事業者 金額15万円 | | | | |
| ☐ | 新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。 | | | | |
| ☐ | 要綱第2条1項6号に規定される給付金及び支援金は受給していません。（山形県事業継続応援給付金等） | | | | |
| ☐ | 給付金受給後においても事業を継続する意向があることを約束します。 | | | | |
| ☐ | 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた場合は給付金の全額を返還いたします。 | | | | |

裏面「添付書類」及び「留意事項」を必ずご確認ください。

4. 添付書類

- (1) 営業を証明できる書類等の写し（許認可証、開業届、法人謄本、その他これらに類するもの）
 - (2) 令和3年4月から6月までの売上がわかる書類
 - (3) 令和2年または令和元年の確定申告書の写し
 - ①法人の場合：確定申告書別表一の写し、法人事業概況説明書の写し（両面）
 - ②個人事業主の場合
 - ・青色申告の場合：確定申告書第一表の写し、所得税青色申告決算書の写し（ページ1、2）
 - ・白色申告の場合：確定申告書第一表の写し、収支内訳書の写し等
- ※対象業種以外の売上有る場合は、確定申告書で内訳を確認できないため、売上の内訳がわかる書類の提出も必要となります。
- (4) 振込先の確認できる書類（口座通帳、キャッシュカードの写し等）
 - (5) 請求書（別記様式第2号）

5. 留意事項

- (1) 本給付金は、卸売業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、持ち帰り・配達飲食サービス業、学習塾、教養・技能教授業、療術業を主たる業種とし、長井市内に本社及び本店を有する中小・小規模事業者及び個人事業主が対象です。また、令和3年5月1日以前からその事業を営んでおり、申請時点においてもその事業を行っている必要があります。
- (2) 「中小・小規模事業者」とは、中小企業基本法における「中小企業者」及び「小規模企業者」とします。
- (3) 対象業種の判断は、確定申告における業種を原則とします。ただし、複数の対象業種で事業を行っている場合は、対象業種の売上合計額が総売上の半分以上あり、それを証する書類があれば本給付金の対象とします。
- (4) 売上比較は、対象業種以外の売上も含む総売上額での比較となります。
- (5) 本給付金は店舗ごとの申請ではありません。1事業者1回の申請となります。
- (6) **個人事業主で白色申告の場合は**、年間売上金額を12で割った金額を前年又は前々年同期間の平均売上額とします。ただし、創業からの月数が12月に満たないものは、創業月から令和2年12月までの月数で除した金額を前年又は前々年同期間の平均売上額とします。
- (7) **令和2年4月2日以降から令和3年1月1日以前に事業を開始した場合は**、創業の月から令和3年3月までのいずれかの連続する3か月の平均売上額を前年又は前々年同期間の平均売上額とします。
- (8) 平均売上額の算出については、小数点以下を切り捨ててください。売上比較の算出については、小数点以下を切り上げてください。
- (9) 山形県事業継続応援給付金、長井市飲食店支援給付金、長井市宿泊施設経営維持支援金、長井市宿泊施設支援給付金、長井市タクシー・運転代行業支援給付金、長井市レンタカー事業支援給付金を受給していないことが本給付金受給の要件となります。

4. 添付書類

- (1) 営業を証明できる書類等の写し（開業届、法人謄本等）
 - (2) 令和3年4月から6月までのいずれかひと月の売上がわかる書類
 - (3) (2) より前のいずれかひと月の売上がわかる書類
- ※対象業種以外の売上有る場合は、売上の内訳がわかる書類の提出も必要となります。
- (4) 振込先の確認できる書類（口座通帳、キャッシュカードの写し等）
 - (5) 請求書（別記様式第2号）

5. 留意事項

- (1) 本給付金は、卸売業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業、持ち帰り・配達飲食サービス業、学習塾、教養・技能教授業、療術業を主たる業種とし、長井市内に本社及び本店を有する中小・小規模事業者及び個人事業主が対象です。また、令和3年5月1日以前からその事業を営んでおり、申請時点においてもその事業を行っている必要があります。
- (2) 「中小・小規模事業者」とは、中小企業基本法における「中小企業者」及び「小規模企業者」とします。
- (3) 複数の対象業種で事業を行っている場合は、対象業種の売上合計額が総売上の半分以上あり、それを証する書類があれば本給付金の対象とします。
- (4) 売上比較は、対象業種以外の売上も含む総売上額での比較となります。
- (5) 本給付金は店舗ごとの申請ではありません。1事業者1回の申請となります。
- (6) 令和3年4月から6月までのいずれかひと月の売上額が、それより前の令和3年2月から令和3年5月までのいずれかひと月の売上額と比較して2割以上5割未満の範囲内で減少していることが要件となります。
- (7) 売上比較の算出については、小数点以下を切り上げてください。
- (8) 山形県事業継続応援給付金、長井市飲食店支援給付金、長井市宿泊施設経営維持支援金、長井市宿泊施設支援給付金、長井市タクシー・運転代行業支援給付金、長井市レンタカー事業支援給付金を受給していないことが本給付金受給の要件となります。

指令長 第 号
令和 年 月 日

様

長井市長 内谷重治

令和3年度長井市卸売・小売・生活関連等事業者支援給付金交付・不交付決定通知書

申請のありました令和3年度長井市卸売・小売・生活関連等事業者支援給付金について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付対象事業者

| | |
|--------|--|
| 氏名又は名称 | |
| 住 所 | |

2 決定内容

| 決定の内容 | 不交付の場合の理由 |
|-------------|-----------|
| 交 付 ・ 不 交 付 | |
| 摘要： | |

3 交付決定額

| |
|---|
| 円 |
|---|